



態と今日におきましては、相当年月も経過しておりますし、国民一般の良識が、かかるものについての批判が十分に醸成されておるといふ情勢下にあると考へますので、特にこの規定を置くまでもない、こう考へた次第であります。

○中井(徳)委員 今のお話であります、私、暴力団的なもの、暴力行為をもつて政治に干渉しようというものについては、あくまでこれはやはり存置さるべきものであるというふうに考へます。

それからこれに関連をいたしました、先ほど官公使の話がありました、旧職業軍人です。これについても私は現行法は制限をしておつたと思うのであります。今回これを排除いたしました意味を伺いたいと思ひます。

○小坂(國)大臣 第七條に、ただいまのお話のように、国会の同意を得て任命するという項目がございますので、今御指摘のようなものは特に設けませんが、広く国民から選ばれる国会議員の良識というものが、この同意を与えるという点において、十分な防止的役割、チェックする役割を持つてゐる、私はかように考へております。

○中井(徳)委員 大臣は非常に上手に答弁をなさいます、この問題は、ちよつと良識で同意をしないだろつとか、良識でそういう者を選任しないだろつということになり、極端に言へば法律は非常に簡単なものでいいのであつて、たとえばきのうの問題になりましたような新法案の十一條のごときは問題にならぬ、そういうものを警かぬでもいいじゃないかというふう

なことも言えると思ひのであります。警察の職にあつた者あるいは検察の職にあつた者さえ連座をしておるといふ意味において、これはあくまで前の職業軍人——これは府召の軍人を言ふのでありませぬ。職業軍人、特にそのうち私は憲兵をさすのだが、どうですか。戦争前の憲兵の日本国民に対する権力行為、こういう行為が現在やつておられる警察官の行為よりも非常に生ぬるいものであつたと思ひのであります。この点についてひとつ伺いたい。

○齊藤(昇)政府委員 ただいま大臣がお答えになりましたように、この欠格の条項というものは現行法におきましては警察の官僚化を防止するという趣旨で掲げておるのでございますが、しかし御意見にもありますように、公安委員にできるだけ適格の人を得たい、適当なりつばな人を得たい。そこで範囲をあまり狭く制限しております、適当な人を選任したい。できるだけ選任の範囲を広めたいという声が市町村、府県を通じてあります。そこでわれ御承知の通りであります。そこでわれわれといたしましてはむしろ今後留意して行かなければならないのは、警察が官僚化しないようにということが、一番の大事な点だと考へておるのであります。

一般的に官公吏、これは御指摘のように、官吏あるいは地方の公吏は非常に範囲が広いわけであり、それから、これはあまりに広きに失して、警察を官僚化するということは非常に困るわけ、警察職員あるいは警察とはとんだ種類の状態である、この官僚化というものを防止をするということが民主警察の確保上非常に大事でありますから、警察を管理

いたすものとしたしましては、そういうおそれのない良識を持つた人たちに限つた方がいいんじゃないかということ、警察、検察に限つたわけであり、一般軍人につきましては、これは別に軍人の方が入れられたからといって警察官僚化というわけでもございませぬ。選任の際に非常に適当だということ、国会なり都道府県会の同意を得られるというふうな人であるならば、今申しました趣旨からはさしつかえないのじゃないかということ、ここからのけたわけでありませぬ。

憲兵はこれはやはりこの警察の職務を行う者の中に入りまして、これは資格から除外されます。それから現在の第五條のいわゆる暴力団を結成したり、それに加担した者を除いたのはどういうわけかというお尋ねであります、これは普通良識上考へまして、こういう人たちは国会や都道府県会の同意を得て任命されるということ、これは考へられないこととあります。また警察職員、これは公安委員も同様であります、その職務の宣誓等におきまして、他の団体の規律に優先して従わなければならぬというふうな、団体に加入することは、これは禁ぜられておりますので、もしそういうことになれば、職務違反というところで、国家公安委員であるならば総理大臣が罷免する、府県であれば知事が罷免する、ということに相なるわけでありませぬ、ここに書いておく必要はないであらう、かようなことから削つたのであります。

○加藤(清)委員 私は中井委員からの質問のございました点は、今度の警察法の警察民主化を推進する部分の問題として非常に緊切な、基礎的な問題だと考へますので、中井委員が開かんとしておる部分の一部分を構成する部分を、御質問したいと思ひのであります。今度の改正によりまして、公安委員の非適格者の規定は、ちよつと軍隊におけるシヴィル・コントロールのようになつておると思ひのでございませぬが、この点につきましては元は官僚化を是正する、官僚化の色彩をなくする、という考え方でおつたのが、今度は警察の特殊な型から、より公平な考え方をさせるという意味だろうと思ひのでございまして、そういう意味からいいますと、この制度をシヴィル・コントロールにも匹敵して考へたらどうかというふうに考へてゐるのであります。

これに対しては有力ないろいろ、な修正案がありまして、警察官であつても警察を離れてしばらくした者は入つてもいいのじゃないか、半年くらいたつたらいいのじゃないか、公職選挙法の高級官吏の立候補からいへば期間のいいのじゃないかという議論もいろいろあると思ひのであります。これは私たちといたしましては非常に反対なのであります、シヴィル・コントロールの場合、ことにアメリカ等の軍部に対するシヴィル・コントロールの場合におきまして、元陸海軍の軍人であつた者が陸軍長官等になれるものかどうか、そういうことについても御当局で御研究になつたことがございまして、お知らせいたしたいのであります。

同時に、公安委員会については、この前の法案では公安監理会というものがあつて、内閣に直屬して、そして警察の中核機関と並行して監察機能も働かせるように承つたのであります。そういうことがあれば、今度の警察制度に對しましてのいろいろの危機の念というものが払拭されると思ひますが、今度の警察制度におきましての監察制度に對する構想が御当局にありましたら、それもあわせて承りたいと思ひのであります。

○齊藤(昇)政府委員 アメリカのシヴィル・コントロール、ことに軍隊のシヴィル・コントロールの点につきましては、ただいま私の方で資料を持っておりますので、調査をしてわかりましたらお答えいたしたいと思ひます。

この前の警察法案の公安監理会のこととに触れられて、警察の監査の点について御意見がございましたので、その点を申し上げます。昨年の公安監理会の構想では、公安委員会というものを警察の管理責任者とはしない、直接國務大臣が警察の長官になる。それに対して民主的に監視し助言をする機関として公安監理令を置いたのでございませぬ。このたびの法案では、公安委員会そのものを現在のまま警察の管理責任者というようにしてありますので、従つて昨年のような民主的な監視助言の機関は必要がないであらう、かように考へておるのでございませぬ。と申し上げます、民主的に選ばれた公安委員会、そして警察の専門家というよりは、むしろ民間の良識を持つておられる人で構成をされる公安委員会が警察の管理の責任者なのであります。これらの方々が警察長官以下、都道府県ならば警察本部長以下、の職員を行政をみずから監督し、指揮をせられるわけでございますから、

も働かせるように承つたのであります。そういうことがあれば、今度の警察制度に對しましてのいろいろの危機の念というものが払拭されると思ひますが、今度の警察制度におきましての監察制度に對する構想が御当局にありましたら、それもあわせて承りたいと思ひのであります。

もう一つ別にそういった意味のものを設ける必要はなかるう、かように考えております。

○大矢委員 議事進行……。今ちよつと話を聞きますと、労働行政担任の労働大臣が取締り方面の警察法審議の主管大臣になつたということでありすが、これは重大な影響があるということとで、法務委員会にて労働大臣の出席を求めるそうです。そのことがあつたかどうか私はよく知りませんが、その法務委員会の審議を終つてから、さらにこの委員会を継続してもらいたい。

それから、けさ新聞を見ますと、検察庁の決定に対して、逮捕許可を法務大臣の権限をもつて拒否したということが載つてゐる。政府はそういうクレーダーにひとしいことをやつてゐる。この警察法を審議して、もし政府がこれだけの権限を持つとすれば、何をするかわからない。われ／＼は非常な危惧を持つてゐる。私は実はきのうも副総理に聞きたかつたのでありますが、時間がありませんでした。一体今の総理というのは、解散権を持つてゐる。また一つの軍隊にひとしい——軍隊でないといつておりますが、今度の自衛軍の統帥権を持つてゐる。また警察権を握る。世界にこれだけの権限を持つた総理大臣というものはどこにもないのです。特に吉田総理のものと考え方、今日までの経過を見ておると、何をしでかすかわからない。従つてこういう重大な権限を政府に与える警察法の審議は、法務委員会の審議を終えて、その結果を見て継続すべきだと思います。ほかの委員会は全部休んでゐる。ここだけあります。全部中止してお

ります。ここだけする必要はないから、ここで一時休憩して、法務委員会の決定をまつて審議を進められたい。もし応じられないならば私は退場いたします。

○中井委員 大矢君にお答えをいたします。大矢君仰せのごとき要求は、法務委員会より受けてはおりません。なお労働大臣が法務大臣にかつて警察の担当大臣となられたことにつきましては……。

〔離席する者あり〕

○中井委員 加藤君、自席に帰られんことを希望いたします。

〔大矢委員 今言つた一時休憩することはできませんか〕と呼ぶ

○中井委員 ただいま委員長は発言中でありまして、委員長の話をお聞かせた上で御発言あらんことを希望いたします。——法務委員会から何らの要求を受けていないことは先ほど申し通りであります。なお法務大臣にか

わり労働大臣が警察法案に關する担任大臣に、内閣より指名されたことにつきましては、昨日緒方國務大臣その他よりだん／＼御説明があつたところであります。そして本日この審議を進めまことにつきましては、他の委員会の進行の状況がどうありましようとも、本委員会は本委員会独自の見解をもちまして、しこりして先ほど理事会の御決議によつてこれを進行することになりましたから、さよう御承了を願います。中井徳次郎君、質疑の進行を望みます。

○中井(徳)委員 委員長のお話ではあります。一応私どもの立場としましては、そういう事態において質問を継続するといふわけには参りませんの

で、はなはだあなたの方の意に沿わぬかもしれません。本日はこの程度で質問を保留いたしまして、午後あるいは明日にでも譲りたい、かように思ひます。

○中井委員 中井君の御質疑の保留につきましては、あるいはこれを質疑をなさざることに、質疑権の放棄と承認いたしてよろしうございますか。

○中井(徳)委員 きようはわれ／＼が退場しますと定足数にも満たません。これは保留いたします。

〔保留々々〕と呼ぶ者あり

○中井委員 大石さん、質疑をお進めになりませんか。

○大石委員 保留や／＼、質疑は打切りません。

○中井委員 暫時休憩をいたします。

午前十一時四十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年四月二十四日印刷

昭和二十九年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局